

JMAT NEWS LETTER

Japan Marine Accident Tribunal News Letter

Vol. 17
2025 年 1 月
海難審判所

特集「養殖施設等損傷の海難」

我が国の沿岸では養殖や、定置網漁が盛んに行われ、船舶が航行する場合、様々な養殖施設、定置網（以下「養殖施設等」という。）が設置されていることから注意が必要で、ひと度養殖施設等に乗入れた場合、船体の損傷だけでなく、育成時期や乗入れの状態によっては多額の損害が発生します。

平成 31 年（令和元年）から令和 5 年の 5 年間で 1,376 件の裁決が言い渡され、このうち養殖施設等が損傷した海難は 97 件で、今号ではその事例と「船舶種類・速力別」、「発生月別」、「発生時間帯別」、「発生場所別」、「施設等の損傷に伴う請求額」及び「原因別」の状況を紹介します。

船舶種類・速力別の状況

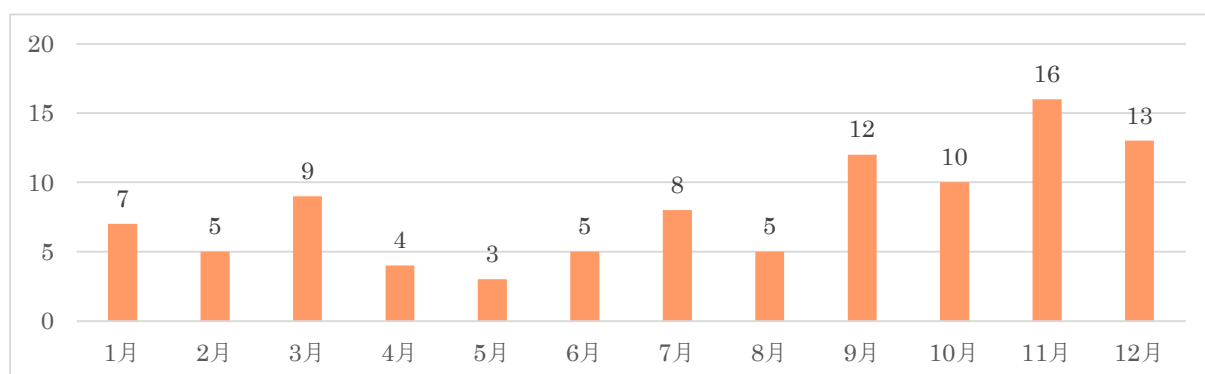
船舶種類別にみると、モーターボートが 34 件と最も多く、次いで貨物船が 28 件であり、これらで全体の 64% を占めています。

また、海難発生時の速力別でみると、船舶の性能や大きさなどで、その最大速力は異なるものの、貨物船の 10 ノット以上 15 ノット未満が 12 件と最も多く、20 ノット以上が 7 件ありました。

対地速力(ノット)	モーターボート	貨物船	漁船	押船・引船	旅客船	遊漁船	その他	計
5未満	3	6	0	0	1	0	1	11
5以上10未満	9	10	7	6	2	1	0	35
10以上15未満	8	12	6	0	1	2	3	32
15以上20未満	9	0	0	0	1	1	1	12
20以上	5	0	1	0	0	0	1	7
計	34	28	14	6	5	4	6	97

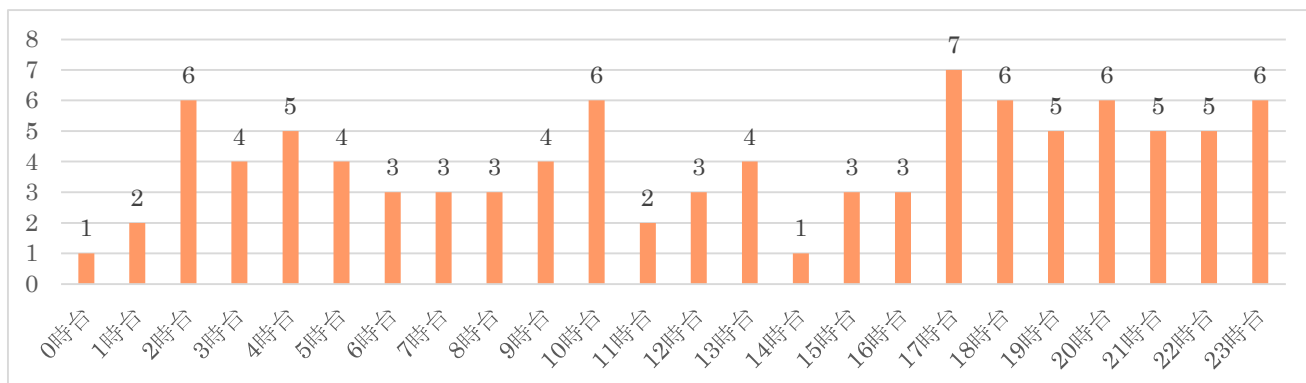
発生月別の状況

発生月別にみると、11 月が 16 件と最も多く、9 月～12 月の間で計 51 件（52%）と全体の約半数を占めています。



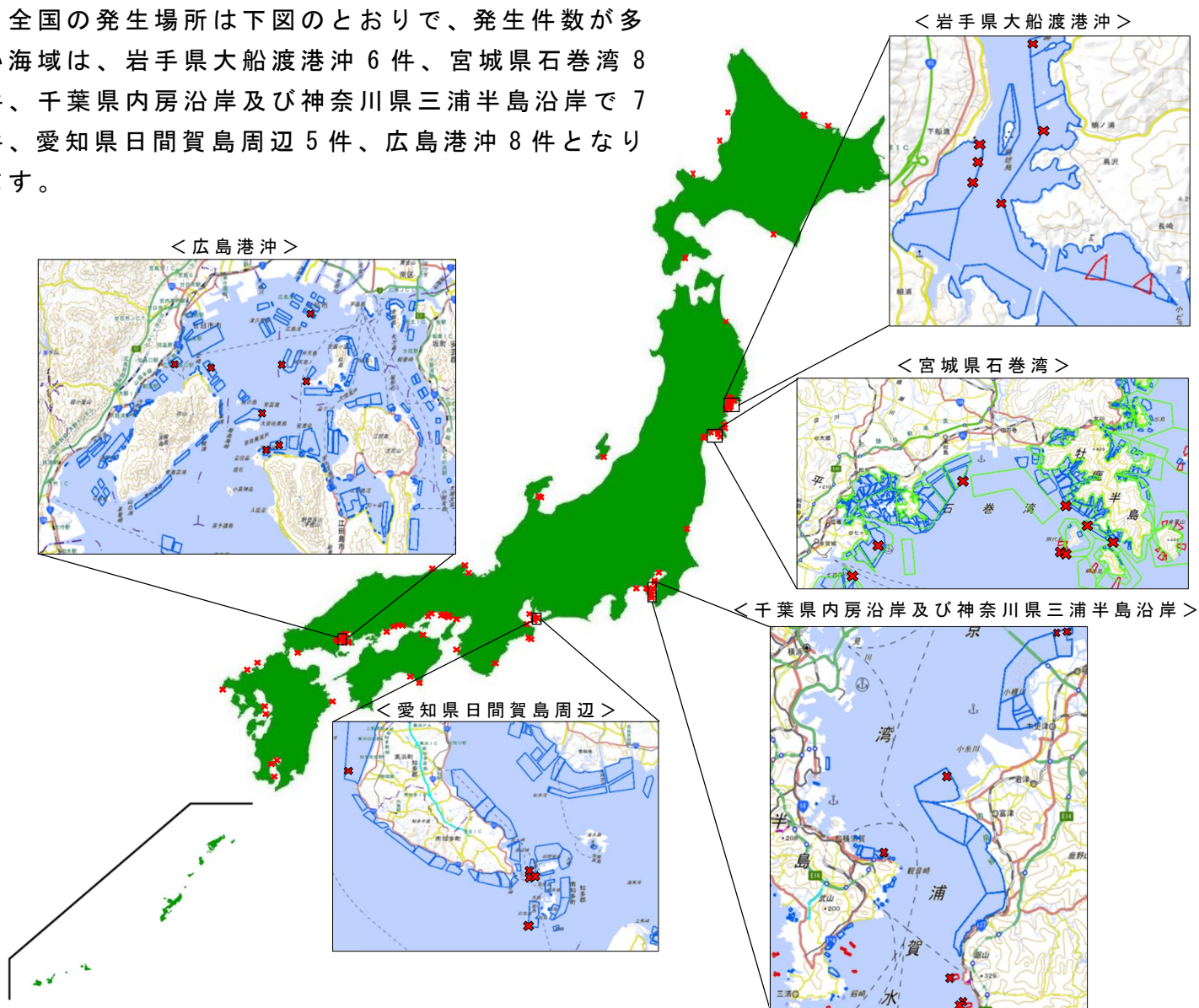
発生時間帯別の状況

発生時間帯別にみると、17時台が7件と最も多く、18時台～6時台までのおおむね夜間の時間帯に計55件（57%）と全体の約6割を占めています。



発生場所別の状況

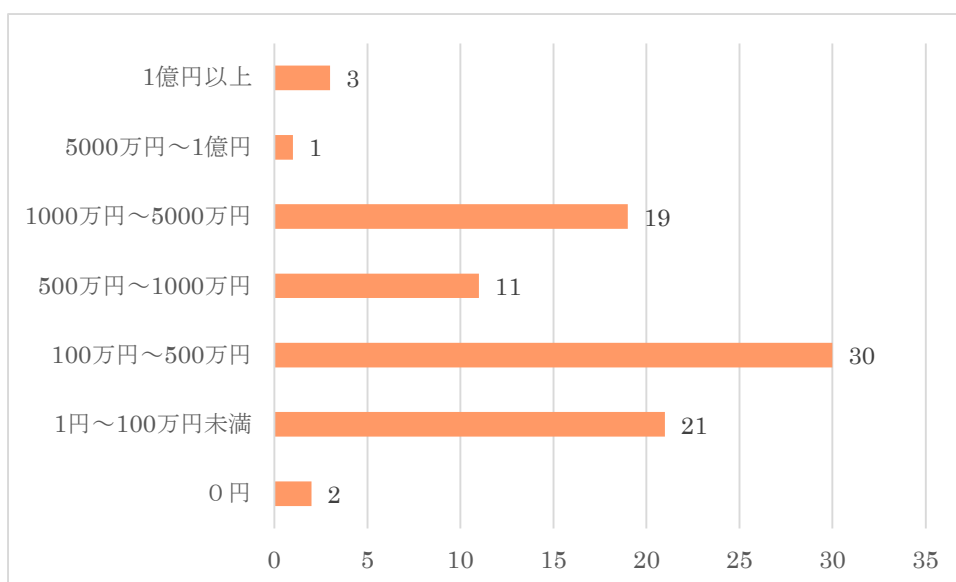
全国の発生場所は下図のとおりで、発生件数が多い海域は、岩手県大船渡港沖 6件、宮城県石巻湾 8件、千葉県内房沿岸及び神奈川県三浦半島沿岸で 7件、愛知県日間賀島周辺 5件、広島港沖 8件となります。



施設等の損傷に伴う請求額の状況

97 件のうち損害請求額が分かった海難は 87 件でその内訳をみると、100 万円～500 万円が 30 件と最も多く、請求額が 0 円のものもあれば、約 1 億 5 千万円（本調べ最高額）の施設損傷もありました。

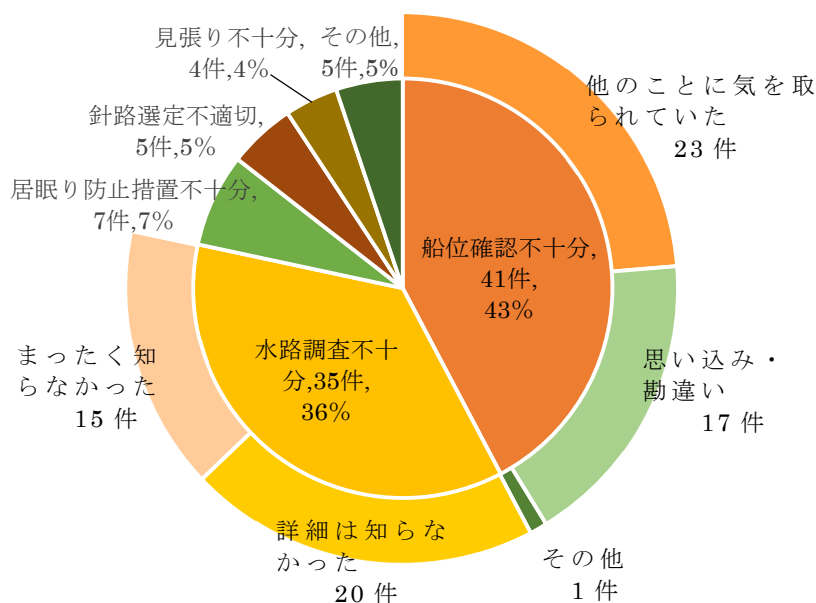
87 件の損害請求額には網などの資材費を含む修繕費用の他に、労務費や漁獲減による損害額などが含まれており、うち 10 件は救助作業費も含まれていました。



原因別の状況

原因別にみると、船位確認不十分が 41 件（43%）、水路調査不十分が 35 件（36%）で、両原因で全体の約 8 割を占めています。

また、船位確認不十分のうち、灯標を目視することに気を取られていたなど「他のことに気を取られていた」が 23 件で、養殖施設等まで距離があると思っていたなどの「思い込み・勘違い」が 17 件、また、水路調査不十分のうち、養殖施設等の存在を「知っていたが、詳細は知らなかった」のが 20 件で、「まったく知らなかった」が 15 件でした。



事例1

漁場区域へ進入する針路を選定してかき筏に乗り入れた事例

[概要]

モーターボートAは、船長ほか友人1人を乗せ、広島県美能漁港北方沖合を同県三高港に向けて航行中、かき養殖施設に進入し、かき筏に乗り入れた。

船長は救助を要請し、来援したクレーン船に引き降ろされたのち、自力で帰航した。

モーターボートA (2.9トン) 安芸祖礁灯標東方沖合の釣り場→三高港

発生日時：令和3年2月23日11時31分

気象・海象：晴れ 風力3 北北東風 下げ潮の中央期 視界良好

懲戒：船長 戒告

損傷：A シャフトブラケットに擦過傷 かき養殖施設 筏、固定用ワイヤ等が損傷

船長

広島県能美島北方沖合にかき筏が設置されていることを把握していたほか、かき筏が、波に浸かるなどして視認が困難となることも、第148号漁場区域内で移動されることも知っていたので、かき筏の増設や、視界が悪い場合には、同区域に進入することなく第148号漁場区域の北方沖合を東行することがあったが、一見してかき筏の設置状況に変わりがないと見込めば、目視を頼りに同区域内に進入してかき筏の間を航行していた

11時29分半

船長は、一見してかき筏の設置状況が普段と変わらなかったため、かき筏を目視すれば第148号漁場区域を通り抜けられると思い、同域に向けて針路を104度に定め、20.0ノットの速力で、手動操舵により進行

11時30分半僅か前
第148号漁場区域に進入

11時31分
かき筏に乗り入れ

かき養殖施設

美能漁港北方沖合には、6直線によって囲まれた免許番号区第148号漁場区域が設定され、同区域内に設置された多数のかき筏が、海中に伸出したワイヤを海底の錨に連結して固定されていた

教訓

目視で漁場区域内を通り抜けられそうに見えても、波でかき筏の視認が困難となる場合もあるので、同区域内を航行する針路を選定せず、漁場区域外を航行しましょう。

事例2

夜間慣れた海域でかき養殖施設に乗り入れた事例

[概要]

モーターボートAは、船長ほか知人2人を乗せ、夜間、広島県大黒神島北方沖合において、広島港第3区の係留地に向けて帰航中、かき養殖施設に進入し、かき筏に乗り入れた。

モーターボートA（2.3トン） 広島県阿多田島西方沖合の釣り場→広島港第3区

発生日時：令和元年10月20日18時45分（日没時刻：17時31分）

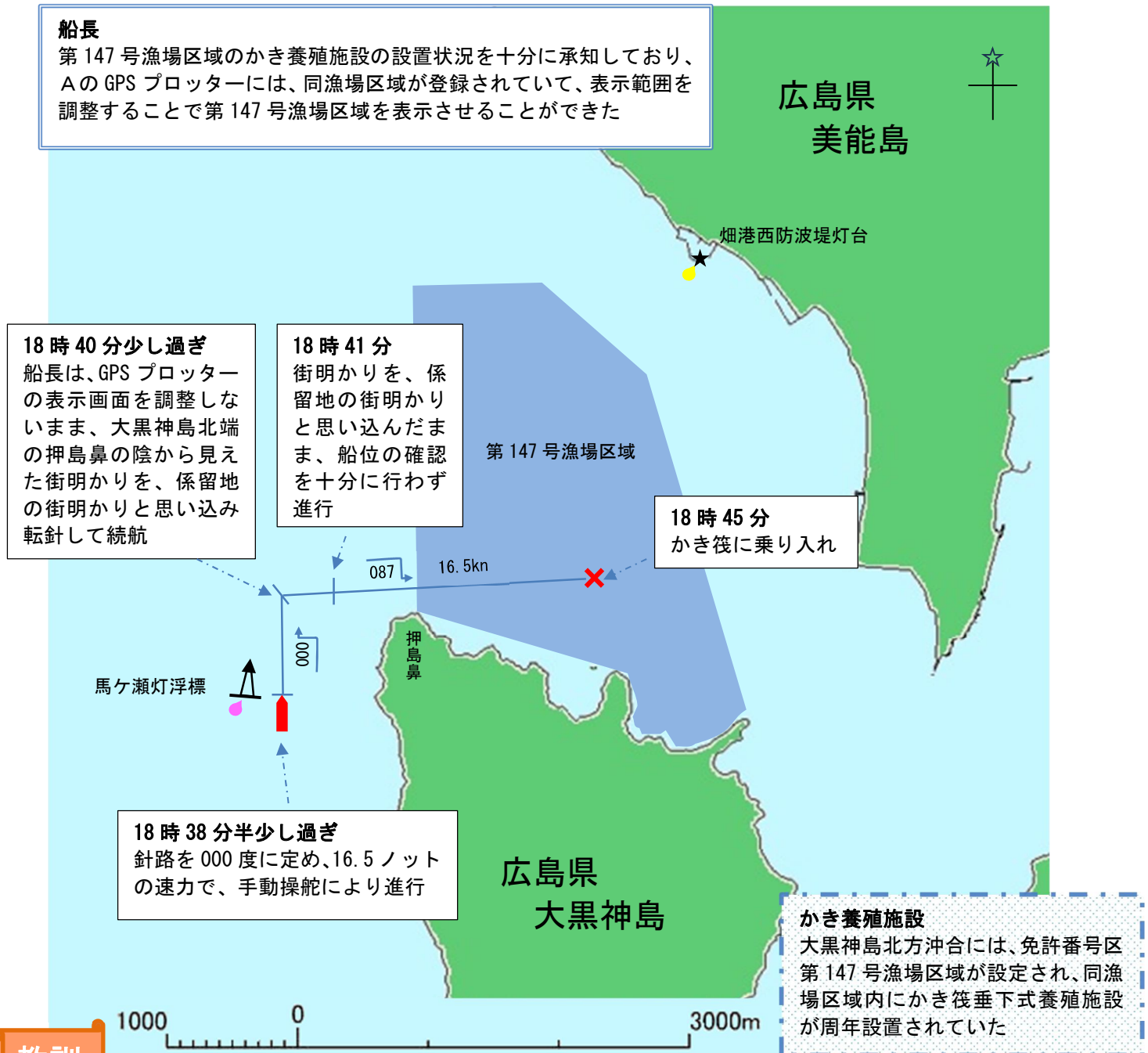
気象・海象：晴れ 風力2 北風 下げ潮の末期 視界良好

懲戒：船長 業務停止1か月

損傷：A 推進器翼曲損 かき養殖施設 筏の木枠割損

船長

第147号漁場区域のかき養殖施設の設置状況を十分に承知しており、AのGPSプロッターには、同漁場区域が登録されていて、表示範囲を調整することで第147号漁場区域を表示させることができた



教訓

普段から慣れた帰路であっても、夜間は灯火の見間違いや見落としもあるので、GPSプロッターで自船と養殖施設等との位置関係を確認しながら航行しましょう。

事例3

水路調査を十分に行わなかったため定置網に乗り入れた事例

〔概要〕

モーターボートAは、船長ほか知人1人を乗せ、夜間、釣りの目的で、兵庫県余部埼北東方沖合の釣り場に向けて航行中、定置網に乗り入れた。

モーターボートA（4.5トン） 兵庫県香住港→余部埼北東方沖合の釣り場

発生日時：令和2年6月20日20時30分

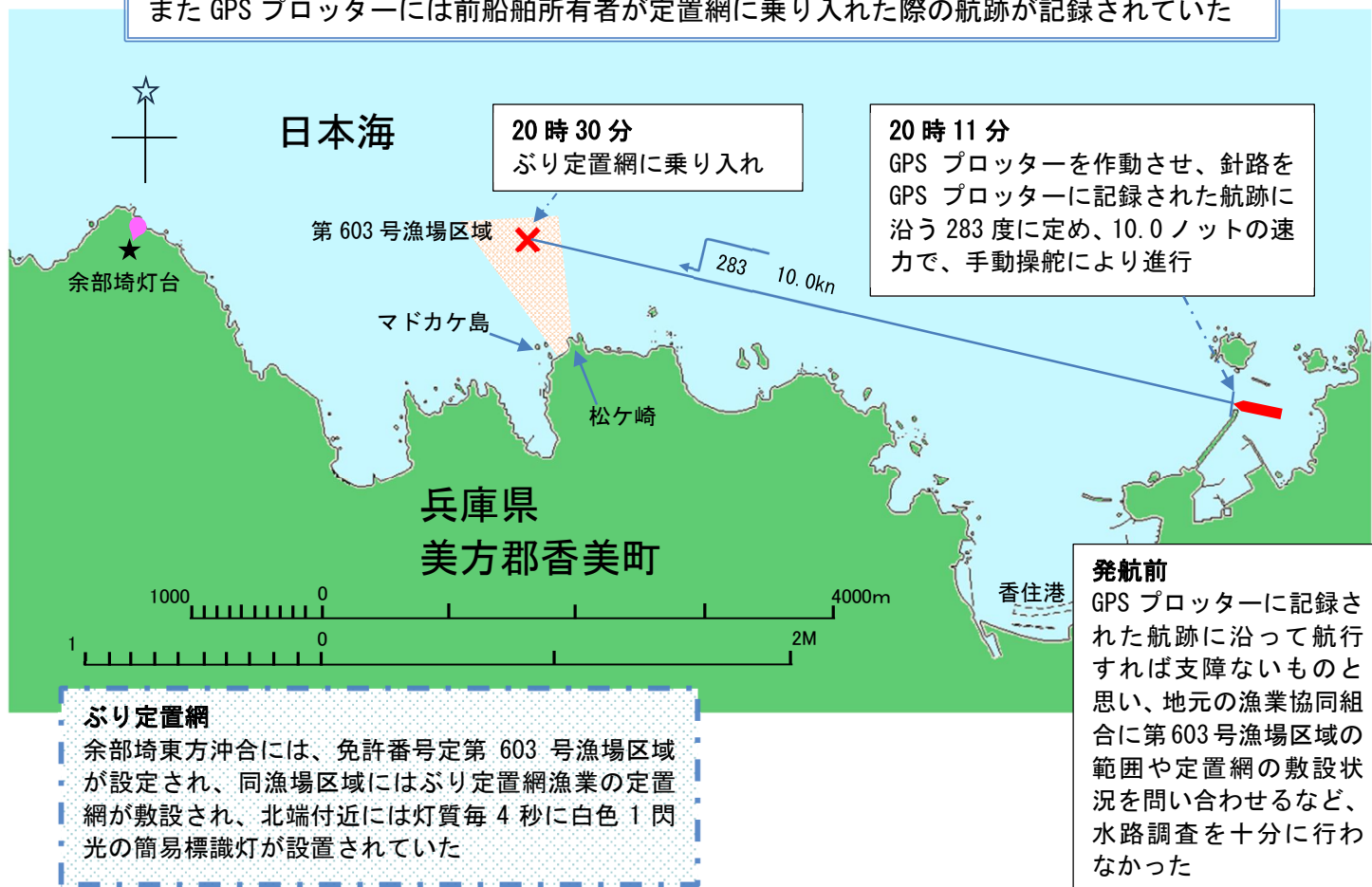
気象・海象：晴れ 風力2 南風 ほぼ低潮時

懲戒：船長 業務停止1か月

損傷：A 推進器軸及び同翼曲損、右舷船底外板擦過傷 定置網 固定ワイヤ損傷

船長

AのGPSプロッターに余部埼東方沖合の第603号漁場区域が表示されておらず、Aの前船舶所有者が、同区域の定置網に乗り入れた際、救助に同行したことで、第603号漁場区域を知っていたものの、詳細は把握しておらず、自身で同沖合を操船した経験がなかった
またGPSプロッターには前船舶所有者が定置網に乗り入れた際の航跡が記録されていた



教訓

定置網が敷設されていることを知っていても、詳細を把握していないのであれば、発航前に水路調査を十分に行い、GPSプロッターに定置網の位置を入力しておきましょう。

事例4

船位の確認が十分に行われずのり養殖施設に乗り入れた事例

〔概要〕

貨物船Aは船長及び二等航海士ほか3人が乗り組み、夜間、日間賀島南西方沖合において、船長が操船指揮を執り、二等航海士が操舵に就いて衣浦港に向けて航行中、師崎水道を北上する際、船位の確認が不十分で、のり養殖施設に進入し、これに乗り切った。

貨物船A（716トン） 名古屋港→衣浦港 空倉

発生日時：令和3年12月20日06時12分僅か過ぎ

気象・海象：晴れ 風はほとんどなし 上げ潮の末期 視界良好

懲戒：船長 戒告 二等航海士 戒告

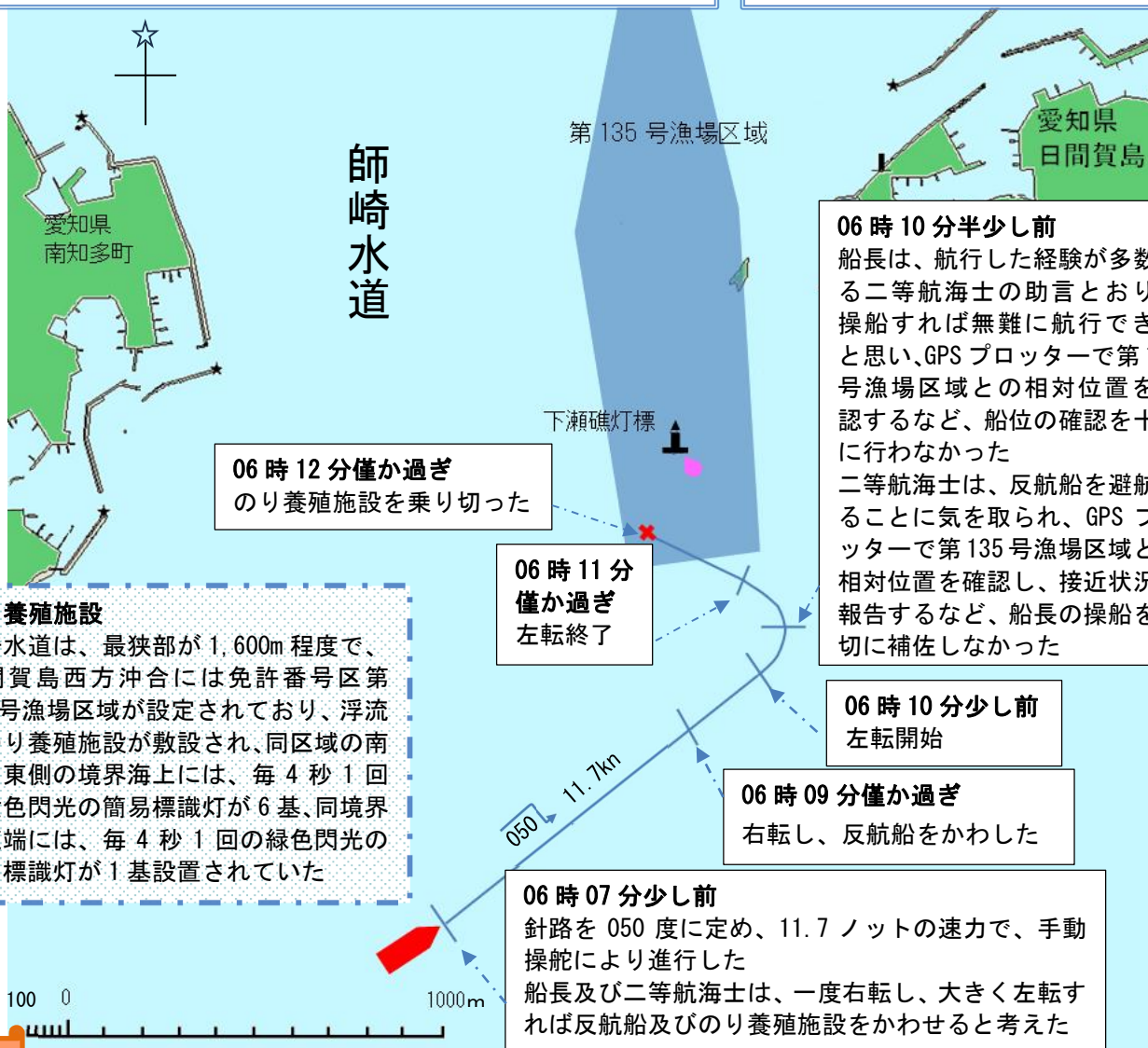
損傷：養殖施設 のり網の破損及びロープの切損等

船長

Aの船長として初めて乗船し、師崎水道を航行した経験がなかったが、GPSプロッターに第135号漁場区域が表示されることも、同水道両岸にのり養殖施設が設置されていることも知っていた

二等航海士

師崎水道を航行した経験が多数あり、同水道両岸にのり養殖施設が多数設置されていることを知っていた



のり養殖施設

師崎水道は、最狭部が1,600m程度で、日間賀島西方沖合には免許番号区第135号漁場区域が設定されており、浮流式ののり養殖施設が敷設され、同区域の南側と東側の境界海上には、毎4秒1回の黄色閃光の簡易標識灯が6基、同境界南東端には、毎4秒1回の緑色閃光の簡易標識灯が1基設置されていた

教訓

航行中、注意する要因が複数ある場合は、船員間の「報・連・相」を十分に行い、養殖施設に乗り入れないように、GPSプロッターなどを活用し、船位の確認を行いましょう。

まとめ

水産業が盛んな沿岸を航行する際は…

- ・安全な速力で航行し、余裕のある見張りを行い、標識を見逃さないようにしましょう。
- ・養殖施設や定置網の設置状況を、詳細に把握していない場合は、海上保安庁の「海しる（海洋状況表示システム）」※などで確認したり、地元の漁業協同組合へ問い合わせたりして、水路調査を十分に行い、GPSプロッターに入力しておきましょう。
- ・目視だけでは養殖施設等の標識を見逃すことや、特に夜間は目標とする標識灯を見間違ふこともあるので、GPSプロッター等を使用して船位の確認を行いましょう。

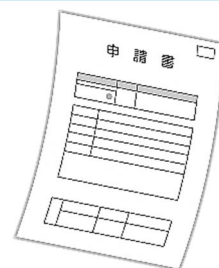
※海しる（海洋状況表示システム）

<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>

各海上保安部（署）や都道府県または市町村のホームページでも養殖施設等の設置について紹介されていることがあります。

お知らせ

海事補佐人登録を行っている方は、住所はもとより、事務所に変更が生じた場合にも、遅滞なく海難審判所に変更の届け出を行ってください。なお、事務所の変更は、所在地のほか、その名称、電話番号、入居するビル名や階数に変更を生じた場合を含みます。当所からの連絡が確実に届くよう、ご協力をお願いします。



トピックス

「令和6年版レポート 海難審判」を発刊しました

「令和6年版レポート 海難審判」では、令和5年中に海難審判所が取り扱った海難に関して、統計やその傾向のほか、航法別や船種別の裁決事例を挙げ、それらから得られた教訓を掲載しています。当所ホームページに全文を掲載していますので、社内、船内教育等にご活用いただけましたら幸いです。



募集中！！

海難審判所は、審判官、理事官を募集しています。

詳細は当所ホームページをご覧ください。

編集後記

今号から表紙などをリニューアルし「養殖施設等損傷の海難」について着目しました。

みなさまの食卓でお馴染みの海苔、わかめなどを育てる養殖施設は、日本沿岸で多種多様な形態で存在しています。

付近を航行する際は発航の準備を万端に、注意深く航行しましょう。

内容に関するご意見はこちらまで

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-1

PMO 半蔵門 4 階 海難審判所 書記課

電話 03-6893-2405

FAX 03-6893-2406

URL <https://www.mlit.go.jp/jmat/index.htm>

E-mail hqt-jmat@gxb.mlit.go.jp